平成２９年（フ）第１２１号
広島市東区温品５丁目10番45―102号
破産者　福田麻由美
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６号
広島県安芸郡府中町宮の町２丁目８番21号102
破産者　杉田　敏之
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２号
広島市安佐北区口田南９丁目27番12―102号Ａ
破産者　波多野博紀
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３号
広島市安佐北区口田南９丁目27番12―102号Ａ
破産者　波多野まゆみ
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３号
広島市中区東白島町17番23―301号
破産者　片岡　裕美
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９号
北海道北見市寿町３丁目２番７号　第３コーポ野尻２階７号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市常盤町６丁目６番地６　アフロディテ201号
破産者　山下　年也
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
（現居住地）岩手県釜石市鈴子町５－４、開始決定時の住所青森県十和田市東二十二番町１番23号
破産者　児玉　　章
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２４５号
岩手県花巻市下幅20番８号、開始決定時の住所岩手県北上市諏訪町２丁目６番11号
破産者　高橋　幹雄
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１５４６号
神奈川県大和市大和南２丁目12番25号　カーサ・フォルテ102号
破産者　高尾　和彦
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５６号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北３丁目７番29号マルベリー102
破産者　成澤加穂里
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８４号
横浜市港南区大久保２丁目24番33号
破産者　足沢　春雄
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８５号
横浜市港南区大久保２丁目24番33号
破産者　足沢　礼子
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６号
新潟市中央区小張木２丁目５番３号
破産者　中山　要作
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９０号
松山市柳井町２丁目12番地３　フロンティアＡＴ205号、開始決定時の住所松山市枝松５丁目８－28　ビージョイマンション１－408　柳原晴夫方
破産者　福田　隆彦
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５１０号
北九州市若松区二島６丁目４番42―165号、住民票上の住所山口県下関市一の宮住吉２丁目９番19―1001号　アーデント住吉弐番館スパ・ウイング
破産者　室井　毅之
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９５号
大分県別府市光町16番10号
破産者　野崎　昌久
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
宮崎市大島町立野1504番地
破産者　日髙　幸二
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７８号
宮崎市恒久１丁目７番地10　奥野アパートＣ－10号、前住所鹿児島県鹿児島市薬師２丁目32番11号
破産者　小湊　五海
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係